

室町時代の内侍所御神楽における綾小路家と四辻家

中 本 真 人

はじめに

室町時代は、王朝時代より内侍所御神楽の所作人を務めた家が、多く没落した時期であった。拍子の多氏や笛の山井（大神）氏などの地下楽家は、継続的に所作人を輩出する一方で、拍子・和琴の洞院家や拍子の平松（二条）家、箏の楊梅家などは没落し、家自体が断絶している。さらに応仁の乱後も拍子を務めた綾小路家も、戦国時代に入ってから断絶した。

長く内侍所御神楽の所作人を輩出した楽家が消滅していく中であって、ほかの朝儀と同様に、内侍所御神楽は廃絶しても不思議ではなかった。しかし実際の内侍所御神楽は、応仁の乱による数年間の中断を除いて、用脚不足による延引と追行を繰り返しながらも、近世にかけて継続されたのである。なぜ内侍所御神楽は継続したのだろうか。

本稿では、衰退し断絶に向かう綾小路家と、その後の拍子を担った四辻家に注目して、過渡期の内侍所御神楽の所作人について考察する。

一、室町・戦国時代の内侍所御神楽

近世の内侍所御神楽の所作人については、すでに西村慎太郎の研究¹⁾などがある。ただし西村論では、近世の家職に焦点が当てられており、王朝時代以来の音楽史の連続性からは論じられていない。これらの家が内侍所御神楽に参入した背景は、これまで明らかにされてこなかった。芸能史の中世と近世を接続させるためには、室町・戦国時代の内侍所御神楽の所作人が具体的に明らかにされなければならない。

十二月の行事であった内侍所御神楽は、鎌倉時代後期より臨時御神楽と十二月の恒例御神楽が行われるようになった。この時期の公家社会の意識について、池和田有紀は「公事の作法や故実に精通し、父祖と同じ官職の踏襲をこそ第一義とする公卿にとって、少なくとも中世初頭においては、必ずしも芸能は存立基盤ではなかったであろう」とした上で「鎌倉後期になると、朝儀は衰退し、相次ぐ庶子の起家などにより、改めて公卿の家でも、存在意義が問われることとなる。そのときに見直されるようになったのが、芸能の相伝なのではないだろうか²⁾」と指摘している。

そもそも御神楽の所作人は「神楽は、近衛舍人のしわざなり。その中に多の氏のもの、昔よりことにつたへうたふ³⁾」と記されたように、近衛舍人を中心とする芸能と認識されていた。しかし公卿による臨時御神楽が行われるようになると、近衛舍人を中心とする恒例御神楽よりも高い格を有するようになり、公卿の所作人が御神楽の主導権を握るようになった。一方の地下楽人は、その補佐や控えと位置づけられるようになる。

二、内侍所御神楽における綾小路有俊

南北朝時代以降の綾小路家は、敦有・信俊父子が内侍所御神楽の拍子を勤めている。⁽⁴⁾嫡子を相次いで亡くした信俊に、山科家傍流の教有から養子に入ったのが有俊であった。幼くして継父を亡くした有俊に御神楽を伝授したのは、信俊から習得した洞院満季であった。⁽⁵⁾永享二年(一四三〇)有俊は初めて内侍所御神楽に参仕したが、その直前に習礼を行ったのも満季であった。⁽⁶⁾以後、有俊は内侍所御神楽の拍子を長く担当した。さて『康富記』⁽⁷⁾宝徳元年(一四四九)閏十月九日条には、次のような記事がみられる。

早朝参^二庭田相公亭^一、(中略)綾小路左兵衛督有俊朝臣参会、披^レ語云、去々月やらん、土御門万里小路宿所炎上之時、書籍本大略焼失、第一累代名物之和琴同焼了云々、一条東洞院西南角敷地可^レ企^二造作^一之由被^レ語^レ之、自^二内裏^一御訪千疋被^レ下云々、

宝徳元年、有俊は自邸の火災によって、書籍の大半を焼失し、累代楽器の和琴も失った。公家が家書・記録類を失う意味について、末柄豊は「家伝の記録・文書類の大半が散逸に及んでしまうことになれば、経済的な窮困が慢性化しつつあったこの時期において、貴族の家を守っていくべき支柱を欠くことになり、家の断絶を招来する可能性が高かった」⁽⁸⁾と述べている。綾小路家にとつて、記録・文書類はもちろん、累代楽器も家を守る支柱であったから、その焼失は家の断絶につながるりかねない事態であった。有俊が一条兼良に『梁塵愚案抄』の執筆を依頼したのも、家の断絶に対する強い危機感に基づく。⁽⁹⁾

文正元年(一四六六)十二月の後土御門天皇の清暑堂御神楽は、本拍子有俊、末拍子四辻季経であった。⁽¹⁰⁾『親長卿記』⁽¹¹⁾同年七月二日条には、次のような記事がある。

綾小路前中納言^{有俊}来、就^二郭曲事^一可^レ被^レ下^二臨時御訪万疋之由申^レ之、書状文言有^二不審事^一、仍改直了、

有俊は、大嘗会伝奏の甘露寺親長に対して、一〇〇〇〇正の臨時御訪を要求している。有俊は、その後も親長に対して大嘗会の御訪の事前支給を催促している。⁽¹²⁾ 有俊のもとに御訪五〇〇〇正が届いたのは、十二月六日であつた。⁽¹³⁾ 一方、『親長卿記』同年八月三日条には、次のような記事もみられる。

参院、(中略)綾小路前中納言^{有俊}来、先日申入御訪事念可^レ被^レ仰^二下是非云々、被^レ申^二武家^一追可^レ有^二勅答^一、未^レ被^レ仰^二武家^一之由仰了、
誰談云、御本堂成有、殿人清暑堂神宴不預禄云々

割注に「於^二永享度^一者、殿上人清暑堂神宴不^レ預^レ禄云々」とあるように、永享二年(一四三〇)の後花園天皇の清暑堂御神楽では、殿上人に禄は支給されなかつたらしい。つまり有俊は、先例にない御神楽の御訪について、事前支給を強く催促していたことになる。しかし有俊、四辻季春など郢曲の所作人は、御訪が遅れていることを理由に、院拍子合の出仕を渋っている。⁽¹⁴⁾ まだ応仁の乱前であつたが、すでに公家の多くが慢性的に窮困し、大嘗会の参仕も難しくなつていたのである。

応仁二年(一四六八)八月二十七日、有俊は出家した。⁽¹⁵⁾ 以後の有俊について、坂本麻実子は「大乱後の雅楽界の主力となつた二〇〇三〇代の若い世代にとつて、有俊は最長老であり、王朝以来の伝統が足利義満の先例の中で生きていた大乱以前の雅楽界を知る唯一の人物であつた」⁽¹⁶⁾ と説明し、宮廷音楽の最高權威となつたとしている。そして明応四年(一四九五)に七十七歳で没するまで、各方面の音楽行事に出席したり、甘露寺元長に郢曲を伝授したりするなど、⁽¹⁷⁾ 法体としては異例の旺盛な活動を展開した。

三、金策に奔走する綾小路俊量

有俊は出家によって、当主の座を子の俊量に譲つた。『山科家礼記』⁽¹⁸⁾ 文明四年(一四七二)二月六日条には、

次のような記事がみられる。

一、綾小路殿御増御出候、去月廿四日内侍所めいとう□□^(二日迄)やうし三人堪^(勘)文薬事兵かく口せん御神楽
今月廿□□^(二日迄)之由候、御方用色々御かり候也、

綾小路俊量が山科家を訪れて、今月二十五日に内侍所御神楽が行われることになったと語った上で、山科家より用務に必要な道具を借り出している。俊量は、奉仕に必要な支度にも事欠く有様であった。応仁元年（一四六七）九月十三日、西軍の攻撃によって綾小路邸は焼失したので、⁽¹⁹⁾御神楽に必要な用具も火災で失っていたのである。その後俊量は、たびたび山科家から装束を借りている。⁽²⁰⁾

また『晴富宿禰記』⁽²¹⁾ 文明十年（一四七八）十二月二十六日条によると、この日の火災によって四辻、綾小路邸などが炎上し、特に綾小路家は郢曲文書を失っている。

寮舎一焼了、南北二町東西二町計焼了、御領殿^(改表)近衛殿^(後世)目^(後世)南都^(改表)御上洛着御之処、炎上之間、入^(改表)御広橋亭^(上御所東也)、^(四辻季春)敷内^(後世)・武者小路両重相第、綾小路中将等宿所炎上、武家輩之宅数ヶ所炎上、酒屋・土倉有^(安倍)。

福族多回祿云々、盛俊^(安倍)為^(後世)使向^(後世)諸方^(後世)之後來之、語之者也、(中略)

内侍所御神楽御訪等、皆以□□□□^(後世)処、四辻^(并)綾小路等宿所炎上、衣裳等一物不^(改表)残、偏為^(改表)裸形^(改表)、言語道断之躰也、仍不^(改表)可^(改表)能^(改表)參勤^(改表)候間、御神楽停止云々、後聞、綾小路郢曲文書等悉焼失云々、

たび重なる記録類・文書の焼失は、綾小路家の存続をますます難しくしていった。俊量は近臣番（内々番）で、御遊はもちろん、和歌、連歌でも活躍し、内侍所御神楽の拍子も長く勤めた。その一方で生活は非常に苦しかったらしく、たびたび出家、出奔騒動を起こしている。⁽²²⁾

一方、文明十年（一四七八）、有俊（楽林軒、有璠）は加賀、越前を巡って朝倉の館に百日以上逗留し、援助を受けている。『晴富宿禰記』文明十一年（一四七九）正月十六日条とみられる記事には、次のように記さ

れている。

晚景楽林軒綾小路中納言入道来臨、暫被閑談、去年俳季歌徊加賀・越前、於朝倉館百余日逗留、有助成等、
十二月上洛之由被語之、五節文書悉紛失、無念之次第被演説、見旧冬十二月廿日之所、

当時の有俊は、法体で地方に下り、朝倉から援助を請わなければならぬほど窮困していたらしい。翌文明十一年八月二十三日、八十歳近い一条兼良も越前を訪れて朝倉孝景の歓待を受けている。冬良の右大臣拝賀の資金を得るためだったが「末代之恥辱」²³などと非難された。もちろん兼良と有俊では、立場に大きな違いがあるものの、当時の宮廷音楽の最高權威の行動としては、やはり異例であつたに違いない。

有俊の努力にもかかわらず、綾小路家の窮困は厳しさを増していく。『十輪院内府記』²⁴ 文明十八年（一四八六）三月二日条には、次のようにある。

及有補晚楽林入来、彼息源宰相、依綾小路有俊窮困可綾小路有俊出家也、其趣調申状、欲遣伝奏、此文章談合、書与草案了、
郢曲道断絶之基、歎而有余也、

有俊は、子の俊量が窮困のために出家を望んでいると語った。記主の中院通秀は「郢曲道断絶之基」と深く嘆いている。綾小路家の断絶は、すなわち郢曲の道の断絶と認識されていたことがうかがえる。さらに『親長卿記』文明十八年（一四八六）三月十七日条には、次のような記事もみられる。

源宰相以書状申送云、御神楽御訪事、尋長橋局之処、不可有下行、以奉行可申由被仰間、所詮三百无下行不可参云々、仍遣頭弁仰云、此間就景兼事不許折節也、如此被申者不可然、可如何哉、念亦可申其子細、実以不可叶之由申之、即奏聞、以外逆鱗也、仍可被延引歎之由、及御沙汰云々、暫被下女房奉書云、御神楽事、新宰相申子細之間、可被延引歎之由、雖被思食、余御無念之間、四辻中納言季經、令拜賀可参之由被仰、
下形被領状了、此上者可為治定之由有仰、

尤珍重之由申入之了、

俊量は書状をもって、内侍所臨時御神楽の御訪が三〇〇疋下されなければ参仕できないと訴えた。この話を聞いた後土御門天皇は激怒し、延引すべきかを甘露寺親長に問うている。俊量の行動に驚いた父有俊は、親長を通して後土御門天皇に書状を送った。しかし天皇は読まずに突っ返して、親長を驚かせている。²⁵ 俊量の御訪は一〇〇疋であったから、²⁶ その三倍の額を要求したことになる。当時の俊量は、出家を望むほど窮困しており、御訪の下賜がなければ出仕が困難なほどに追い詰められていたのだらう。

さらに『宣胤卿記』²⁷ 永正四年（一五〇七）十二月二十一日条には、次のような記事もみられる。

今夜内侍所御神楽、頭中将康親朝臣申沙汰、周備之處、陪從代衆秋^{衆人}参事、按察^{俊量}申、於三和琴^者、有公音朝臣^一、雖不^レ可^二御事闕^一、不^レ從^三所役^一者、可^レ捨^二一命^一之由衆秋申^レ之、此事及^二深更^一御問答、俊量卿不^三承伏申^一、終不^レ被^レ行云々、言語道斷事也、只私之意趣、^{和琴師俊量卿也、對}非^二殊題目^一云々、何不^レ隨^レ仰哉、云^二神慮^一、云^二各所作人參候^一、以外事也、神前之儀已用意、諸司等各參候之間、有^二行幸御拜^一云々、御劔公音朝臣、脂燭隆康朝臣、雅業、資数、菅原在名、^{極瞬}源諸仲、職事尚頭朝臣、^{御親}御康親朝臣^{御草}等參^レ之、五位職事伊長^{大室}秀房^{重殿}、不^レ參、當時一闕也、

和琴の所作人として参仕した豊原衆秋に対して、俊量は「和琴の所作人は四辻公音である」と主張して譲らなかった。この二人の相論によって、この晩の内侍所御神楽は延引となった。俊量は、この一件によって御神楽の所作だけでなく、内々番も停められている。俊量が衆秋を退けようとしたのは「只私之意趣、（和琴師俊量卿也、對^二師匠^一内々礼無^二沙汰^一、）とあるように、和琴の師である俊量に対して礼を欠いたからであるという。俊量としては、伝授に対する礼銭を支払わなかった衆秋を憎んでいたのである。

その一方で、俊量は父の有俊と同じく他家の公家に対する伝授を積極的に行っている。『綾小路俊量卿記』²⁸

には、次のような奥書がみられる。

右当家説。雖_レ禁_二外見_一。依_レ為_二郢曲門弟_一。免_二申一覽_一之處。剩被_二透写_一者也。於_二末代_一。正本可_レ為_二明鏡_一也。

永正十一年六月一日

按察使俊量（花押）

這本子細。見_二于右奥書_一了。為_レ備_二後代_一龜鏡臨_レ之。尤逸少贋本也。可_レ禁_二外見_一而已。

永正十一年夏六月一日

羽林藤基規裁（花押）

持明院基規は、書道の持明院流を起こした基春の子で、俊量から郢曲を習得した。すでに基規は、永正十年（一五一三）三月八日の内侍所臨時・恒例御神楽に奉仕している。⁽²⁹⁾俊量は永正十一年（一五一四）九月二十八日に出家したので、⁽³⁰⁾その直前に伝授を終えたことになる。小野恭靖は「基規は郢曲の家柄である綾小路家の同時代の当主俊量の門弟となり、郢曲の道に深く執心した」とした上で「後代持明院家は綾小路家に匹敵する郢曲の家としての格を占めることとなったようで、天理図書館蔵綾小路家旧蔵楽書類の奥書及び識語からは、両家の当主が互いに郢曲を伝授し合っている様子を窺い知ることができる」⁽³¹⁾と指摘している。基規は以後の内侍所御神楽では拍子を勤め、その死後は子孫が拍子の役を継承した。基規の伝受にあたって、俊量に礼銭が支払われたはずである。有俊・俊量父子は生活苦もあつて、綾小路家の芸を他家の楽人たちに積極的_にに伝授し、そのたびに礼銭を受け取っていたのだろう。それでも綾小路家の経済的苦境は解消しなかったが、結果的に公家社会における御神楽所作人の裾野を広げることになった。

次に、俊量の子の資能をみておきたい。『二水記』⁽³²⁾永正二年（一五〇五）八月二十三日条には、次のような記事がみられる。

今日鶴寿初参、^(調)十歳奇特無_二比類_一、前代未聞欵、叡感此事也、重代之気味、奇特由申合へり、曲雖_レ未_二伝受_一、

内々問先参勤、

俊量の子の鶴寿丸（のちの資能）は、月次楽会で朗詠を奏し、天才的な技能を示した。しかし父の俊量が永正十五年（一五一八）七月十日に六十八歳で亡くなると、⁽³³⁾ やがて資能の郢曲の実力は低下していった。

俊量没後の資能の様子について『二水記』大永二年（二五二二）正月三日条には、次のような記事がみられる。

今様事、前大納言殿老蒙仍失念給、仍無_レ先達人_一、資能朝臣雖_レ令_レ伝受、不_レ及_レ稽古、仍不_レ知_レ人云々、
此事内々伺申入之処、適_レ再興_レ之時、無_レ此儀_一（事）不可然、加_レ涯分_レ之了簡、可_レ唱歌_レ之由被_レ仰下_一、
仍大方_レ三大納言殿_二了簡、今度有_レ此儀_一、郢曲之道微々、不_レ堪_レ嘆息者也、博士等見_レ古譜_一（雖_レ令_レ了簡_一）
作_レ之但定可_レ相違_一、可_レ愧可_レ恐、可_レ為_レ二反_一也、然而未熟之間、先_レ反唱_レ之云々、必可_レ為_レ二反_一之

由見_二次第一_一、^{及天明者}
_{一反、}

資能は今様を伝受していたにもかかわらず、稽古不足でうたうことができなかった。鷺尾隆康は、資能の伸び悩みぶりをみて、郢曲の道の衰微を嘆いている。そして翌大永三年、資能は出仕を止められ出奔し、⁽³⁴⁾ 綾小路家は事実上断絶した。青柳隆志は「家業の重みに耐えかね、かつ自らの不甲斐なさを観じたものとするならば、名家に生まれながら、充分な実力を伴わなかった者の悲劇というほかはない」とした上で「楽家綾小路家はその後、慶長十八年（一六一三）に、五辻之仲の二男高有（一五九五〜一六四四）を迎えて再興するまで、九十年もの永きに亘って中絶する」⁽³⁵⁾ と説明している。

先述したように、長きにわたって御神楽の拍子を勤めた綾小路家の断絶は、郢曲の衰微、断絶をもたらすと認識されていた。しかし実際は、綾小路家断絶後も内侍所御神楽は継続していくのである。その背景について、次項で考えてみたい。

四、内侍所御神楽における四辻季春の進出

御神楽の所作人の家が相次いで没落する中であって、逆に御神楽に積極的に関わるようになるのが、西園寺家庶流の四辻家（室町家）である。羽林家の四辻家は箏を専門としており、庶流の季保は清暑堂御遊に箏で参仕している。³⁶ また文安二年（一四四五）八月二十五日、同五年（一四四八）十二月二十一日、季保は伏見宮貞常親王に箏の秘曲伝授を行っている。³⁷ 季保の養子季春に至って、四辻家庶流は音楽的活動をさらに活発化させ、内侍所御神楽にも参仕するようになる。

季春の音楽的活動について『看聞日記』³⁸ 嘉吉三年（一四四三）九月七日条からみていきたい。

季春参、竹園箏彈有_レ楽、有俊朝臣候、予不_二出座_一、季春吹_レ笛、初_テ聴聞、器量也、

伏見宮邸において貞常親王（竹園）の箏奏楽があり、同席した季春は笛を奏した。季春の演奏を聴いた伏見宮貞成親王は「器量」と認めている。そして『師郷記』³⁹ 宝徳三年（一四五二）正月二十九日条には、次のような記事がみられる。

今日内侍所御神楽也、

旧冬依_{（後花園天皇）}禁裏五躰不具穢_{（平松）}延引、綾小路三位_{（有俊）}・左中将資繼朝臣・季春朝臣等参_{（由辻）}之云々、

宝徳三年の内侍所御神楽は、綾小路有俊、平松資繼、四辻季春が参仕している。それぞれの役は示されないが、おそらく本拍子有俊、末拍子資繼であったのだろう。その上で、御神楽にはない箏を専門とする季春が内侍所御神楽の所作人に加わっている。その背景について『実隆公記』⁴⁰ 永正二年（一五〇五）三月九日条には、次のような記述が確認できる。

及_レ晚予参内、於_二常御所_一有_二小盃酌_一、其後依_レ召参_二御前_一、数刻御言談、隆康昨日御神楽初参、連々勅定処、

尤御自愛、故季春卿事東山左府就^二申沙汰^一郢曲稽古子細等御勅語也、尤珍重由申入了、

後柏原天皇は、鷲尾隆康の御神楽初参に關わつて、隆康の祖父季春が洞院実熙（東山左府）より郢曲の稽古を受けたと語っている。季春の内侍所御神楽参入と、実熙からの伝受は、当時の後花園天皇の命によって行われたい。文安二年（一四四五）の内侍所御神楽を最後に、洞院実熙が所作人から外れた。実熙が内大臣に昇つた文安三年（一四四六）、子の公数はまだ五歳であつた。御神楽の所作人を務めるにはまだ幼いため、同じ西園寺家庶流で箏を家業とする四辻家庶流から、音楽に堪能な季春が内侍所御神楽の所作人に選ばれたのではないか。季春が洞院家に代わつた例として『親長卿記』文明七年（一四七五）四月二十日条の記事も参考にならう。

今日若宮御方有^二御箏始^一、御師範右衛門督、^{季春}於^二宮御方^一有^二此事^一、^{萬葉集}事了賀申入了、於^二御前^一有^二一獻^一、箏道事、代々洞院家預申歟、大略今分一流断絶之体也、仍右衛門督為^二御師範歟、

文明二年（一四七〇）五月二十四日に公数が権大納言・左近衛大将を辞し、^④同八年（一四七六）二月に出家して洞院家は断絶した。^④すでに断絶同然に陥っていた洞院家に代わつて、季春（右衛門督）が若宮（勝仁親王、のちの後柏原天皇）の箏の御師範を務めている。

さらに『康富記』康正元年（一四五五）十二月二十九日条から、この時期の内侍所御神楽の所作人をみておきたい。

今夜追儼畢後、内侍所御神楽、奉行頭弁資世朝臣也、先恒例御神楽也、相次有^二臨時御神楽^一、源中納言、^編四辻宰相中将^等、所作被^レ候^之云々、予追儼了及^二暁天^一之間、早出、不^レ窺^二見御神楽儀^一也。

平松資繼が所作人から外れると、有俊とともに季春が拍子を務めたと考えられる。季春が内侍所御神楽に参仕を始めた時期、長く拍子を務めてきた家が相次いで没落した。その結果、綾小路家と四辻家庶流以外に拍子の務まる家がなくなつてしまった。さらに応仁の乱中に有俊が出家したことで、文明年間には季春が御神楽の拍

子の第一人者となる。

五、応仁の乱中、乱後の四辻家

応仁の乱の中にあつて、内侍所御神楽がほかの朝儀に先駆けて再開された。その所作人は『実隆公記』文明六年（一四七四）正月二十五日条に確認できる。

今日内侍所御神楽也、(中略)

内侍所臨時御神楽所作人

本拍子

右衛門督

末拍子

季経朝臣

付歌

忠英 久時

笛

景益

箏策

安倍季経

和琴

内侍所御神楽所作人

本拍子

季経朝臣

末拍子

忠英

付歌

久時

笛

景益

箏策

安倍季経

和琴

季経朝臣
拍子下忠英

星之下知^三
仰季経朝臣

経郷

人長

経一

人長

安倍季音

臨時御神楽の本拍子は季春（右衛門督）、末拍子は季経、恒例御神楽の本拍子は季経、末拍子は多忠英であった。綾小路俊量が参仕しなかつた理由は示されていないが、前年十一月二十二日に実母を亡くしていることから、⁽⁴³⁾ 服忌のために不参であったのかもしれない。綾小路家の参仕がなくても御神楽を執行できるまでに、季春・季経父子が実力を付けている。その一方で『晴富宿禰記』文明十一年（一四七九）三月五日条には、

内侍所御神楽、旧冬四辻、綾小路等依_(季春)燒亡不_(俊量)被_(季春)行、今日被_(季春)行_(俊量)之、去月被_(季春)定_(俊量)日時_(季春)之処、依_(季春)春日御神楽_(俊量)又延引、今被_(季春)行_(俊量)之也、

とあるように、綾小路邸、四辻邸の両家の焼亡によって、内侍所御神楽は延引された。応仁の乱後は、季春・季経父子が参仕できなければ、内侍所御神楽を執行できなかったのである。

この時期の季春の立場について『楽所奉行宗綱卿記』⁽⁴⁴⁾ 文明十一年（一四七九）六月八日条には、次のような記事がみられる。

為_(其御等親長)都護卿番代_(其御等親長)参_(其御等親長)内、晩頭以_(四辻春子)勾当内侍_(其御等親長)来月御楽可_(其御等親長)申沙汰_(其御等親長)之由仰_(其御等親長)之、此事先年可_(其御等親長)奉行由被_(其御等親長)仰下_(其御等親長)、雖_(其御等親長)然依_(其御等親長)有_(其御等親長)子細其後尚_(其御等親長)四辻重相申沙汰_(其御等親長)、非_(其御等親長)無_(其御等親長)所存_(其御等親長)、而間再往雖_(其御等親長)斟酌之由申入_(其御等親長)、不可然由_(其御等親長)勾当入魂_(其御等親長)之条、不_(其御等親長)及_(其御等親長)是非_(其御等親長)、畏_(其御等親長)之由申入_(其御等親長)了、

文明十一年七月の七夕御楽に際して松木宗綱が楽所奉行（楽奉行）を命じられているが、その前任者は季春であった。季春がいつから楽所奉行を務めていたのかは判然としないが、その前年より宗綱に対して命が下されていたところを見ると、長期間に渡っていたらしい。この楽所奉行は、養父季保も務めていた。⁽⁴⁵⁾ 内侍所御神

楽再興の時期には、季春は楽所奉行を務めていた可能性が高い。楽所奉行は、近臣番（内々衆）から選ばれ、御遊の実務責任者のほか、地下楽人の監督にも当たっている。楽所奉行が、内侍所御神楽に欠かせない近衛召人の監督も担っていたとすると、季春は人事の面でも重要な役割を果たしていたことになる。

六、四辻一族の内侍所御神楽の拍子

『二水記』の記主として知られる鷺尾隆康は、四辻季経の子として誕生し、鷺尾家へ養子に入った。同書には、その幅広い文化活動が記録されているが、内侍所御神楽の拍子を長く勤めたことでも注目される。『二水記』永正二年（一五〇五）三月一日条には、

今日於_二綾小路亭_一神楽伝受、同奥書取_レ之、

とあるように、永正二年の初めての内侍所御神楽参仕にあたって、綾小路俊量から神楽を伝受した。先述のように、隆康の参仕は、後柏原天皇の勅命によったもので、⁽⁴⁶⁾以後彼は内侍所御神楽の拍子を勤めていくことになる。

すでに四辻家は、御神楽に参入して第三世代に入っていたが、それでも俊量の神楽伝授と奥書が必要としたことは注目される。父の季経も、神楽歌「昼目」を俊量からではなく、法体の有俊から伝受することに執着した。⁽⁴⁷⁾ 当時にあつては、綾小路家当主からの伝授が重視され、権威化していたのであろう。一方の綾小路家は、その権威を利用して、伝授にともなう礼銭を収入源としたのである。『二水記』には記されないが、隆康も礼銭を俊量に支払ったと考えられる。

時代が下って『二水記』享祿元年（一五二八）九月十九日条によると、隆康は実弟の高倉範久に神楽を伝授

している。

早朝向^(範久)高倉少納言亭^一、神楽令^二伝授^了、予師範事非^レ無^三斟酌^一、非^レ譜代^一尤不^レ当^三其身^一之儀也、但^レ当时又無^レ其仁之上、予実父云^(四辻季経)譜代云^二堪能^一、又非^レ無^三其便^一歎、

少納言伝受事、是又非道之儀歎、雖^レ然以^二実父之余慶^一可^レ伝習之由、連々勅定也、今日伝授受先以弥重也、庭火許先授^レ之、了盃酌了^レ帰^レ家了、

本来、鷺尾家は御神楽の家ではなかったが、伝授は後奈良天皇の勅命によって行われた。隆康のときもそうであったが、公家同士の神楽の伝授にあたって勅命が下されていることは、この時代の先例であったようだ。隆康に対する勅命は、大永三年に綾小路家が断絶した影響だろうが、隆康は「実父之余慶」と考えている。十二月二十一日、隆康は範久に対する伝授を完了し、奥書を与えた。⁽⁴⁸⁾ さらに十二月二十七日には実家の四辻邸を訪れて、甥の季遠に対して御神楽の習礼を行ったほか、⁽⁴⁹⁾ 翌二十八日にも範久邸でも習礼を行っている。⁽⁵⁰⁾

この直後に行われた内侍所御神楽では、四辻公音、鷺尾隆康、高倉範久、四辻季遠が所作人として参仕した。
『水記』享禄元年（一五二八）十二月二十九日条には、次のように記されている。

今夜内侍所御神楽也、（中略）笛・篳篥吹^レ曲、了召^二和琴^一、季遠^(先之多久)参進^レ弾^レ曲、初参無^二違夫^一、尤神妙也、着^二本方座^一、了与利合、次範久朝臣参進^レ唱^レ曲、調子・節等無^二相違^一、又神妙也、可^レ謂^二実父之余慶^一、今夜兩人初参、兄弟三人、以上四人参^(公音・隆康・範久・季遠)、願傍若無人、可^レ恐可^レ悦々々々々々、

近親だけで四人も所作人を出せたことについて、隆康は「実父之余慶」と記している。隆康より神楽歌を伝受した範久、季遠は、その後の戦国時代の内侍所御神楽において長く拍子を勤めた。内侍所御神楽の拍子を家業とした綾小路家が断絶しても、なお御神楽が継続したのは、四辻家とその一族をはじめとする公家衆が、拍子を習得、継承し、綾小路家に代わることができたからである。

おわりに

王朝時代から内侍所御神楽の拍子を務めた綾小路家は、相次ぐ火災や戦乱の長期化によって窮困に苦しんだ。そして大永三年に資能が出奔して、事実上断絶する。多氏などの地下楽人は命脈を保ったが、綾小路家の断絶によって、公卿所作の臨時御神楽は催行不能になっても不思議ではなかった。しかし四辻季春が内侍所御神楽に参仕するようになり、養子に出た者も含めて、子孫が所作人を務めるようになった。さらに一族で伝授と習礼を実施できるようになり、結果的に内侍所御神楽は延引と追行を繰り返しながらも継続したのである。

窮困する綾小路有俊・俊量父子は、他家の公卿に御神楽を伝授することによって、礼銭を得ていた。名門の綾小路家の伝授には権威があり、公家たちは特に当主から伝授することを望んだ。このような公家社会における環境が、御神楽の所作人の裾野を広げる結果になったようである。そして綾小路家断絶後も、四辻家一族や持明院家らが拍子を継承することを可能にした。

このような動きは、すでに応仁の乱以前から始まっていた。応仁の乱によって一切の朝儀が停止されたが、その中で内侍所御神楽が真つ先に再興し、戦国時代を通して継続したのは、乱以前より人的基盤が新時代に移行し始めていたことも理由として指摘できよう。

注

- (1) 西村慎太郎「近世公家家職の展開と内侍所神楽」(歴史科学協議会編集『歴史評論』七七一号、平成二十六年七月号)
- (2) 池和田有紀「伏見宮と綾小路一族 伏見宮旧蔵『梁塵秘抄口伝集』巻十の書写者についての再検討」(松岡心平編『看聞日記と中世文化』森話社、平成二十一年)
- (3) 『続古事談』一五二(五・三三) 話
- (4) 拙稿「北山惣社御神楽と綾小路信俊」(新潟大学人文学部『人文科学研究』一四七輯、令和二年十二月)
- (5) 『神楽血脈』には、綾小路有俊の項に「父卿逝去之時分。有俊幼少之間。神楽分但不_レ伝受」。仍前内府為_二弟子_一。秘曲等授_レ之」とある。
- (6) 『薩戒記』永享二年(一四三〇) 十二月七日条
- (7) 本文は、増補史料大成によった。
- (8) 末柄豊「洞院公数の出家―東山御文庫本『洞院家今出川家相論之事』から―」(田島公編『禁裏・公家文庫研究 第一輯』思文閣出版、平成十五年)
- (9) 綾小路有俊と『梁塵愚案抄』については、拙稿『梁塵愚案抄』の時代の内侍所御神楽」(日本歌謡学会『日本歌謡研究』六一号、令和三年十二月刊行予定) にて論じた。
- (10) 『続史愚抄』文正元年(二四六六) 十二月二十日条
- (11) 本文は、増補史料大成によった。
- (12) 『親長卿記』文正元年(二四六六) 八月三十日条、九月十七日条、九月十八日条、九月二十二日条
- (13) 『親長卿記』文正元年(二四六六) 十二月六日条
- (14) 『親長卿記』文正元年(二四六六) 十一月十四日条
- (15) 『公卿補任』応仁二年(二四六八)
- (16) 坂本麻実子「十五世紀の宮廷雅楽と綾小路有俊」(東洋音楽学会『東洋音楽研究』五十一号、昭和六十二年三月)
- (17) 『親長卿記』文明十年(二四七八) 正月二十日条

- (18) 本文は、史料纂集による。
- (19) 『宗賢卿記』 応仁元年（二四六七）九月十三日条
- (20) 『言国卿記』 文明八年（二四七六）十二月十五日条、同十年（二四七八）八月九日条
- (21) 本文は、図書寮叢刊による。
- (22) 『実隆公記』 文亀二年（二五〇二）四月二十三日条
- (23) 『晴富宿禰記』 文明十一年（二四七九）八月二十三日条
- (24) 本文は、史料纂集によった。
- (25) 『親長卿記』 文明十八年（一四八六）三月十八日条、十九日条
- (26) 『宣胤卿記』 「貢馬伝奏事」 明応二年（一四九三）十二月二十日条
- (27) 本文は、増補史料大成によった。
- (28) 本文は、続群書類従によった。
- (29) 『二水記』 永正十年（一五一一）三月八日条
- (30) 『公卿補任』 永正十一年（一五二四）
- (31) 小野恭靖「持明院基規考」（『中世歌謡の文学的研究』笠間書院、平成八年）
- (32) 本文は、大日本古記録によった。
- (33) 『公卿補任』 永正十一年（一五二四）
- (34) 『二水記』 大永三年（一五二三）十二月九日条
- (35) 青柳隆志「大永二年綾小路資能筆和歌披講譜をめぐって」（中世文学会『中世文学』五十三号、平成二十年）
- (36) 『御遊抄』 応永二十二年（一四一五）十一月二十三日条（称光天皇）、永享二年（一四三〇）十一月二十日条（後花園天皇）
- (37) 伏見宮旧藏楽書「十三絃秘曲伝受次第」
- (38) 本文は、図書寮叢刊によった。
- (39) 本文は、史料纂集によった。

- (40) 本文は、続群書類従刊行会本によった。
- (41) 『公卿補任』文明二年（一四七〇）
- (42) 『諸家伝』三「洞院公教」
- (43) 『親長卿記』文明五年（一四七三）十一月二十二日条
- (44) 本文は『樂所奉行宗綱卿記』（『東京大学史料編纂所紀要』二十九号、平成三十一年三月）によった。
- (45) 『薩戒記』永享二年（一四三〇）十二月十五日条
- (46) 『実隆公記』永正二年（一五〇五）三月九日条
- (47) 『実隆公記』延徳二年（一四九〇）十二月十三日条
- (48) 『二水記』享禄元年（一五二八）十二月二十一日条
- (49) 『二水記』享禄元年（一五二八）十二月二十七日条
- (50) 『二水記』享禄元年（一五二八）十二月二十八日条

【付記】 本稿は、令和三年度科学研究費助成事業（若手研究 研究課題番号18K12281）による研究成果の一部である。